

植草学園大学研究紀要の発行に関する規程

[制 定 平成20年7月16日]

(目的)

第1条 この規程は、植草学園大学（以下「本学」という。）の研究紀要の発行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 本学の研究紀要は、「植草学園大学研究紀要」（以下「紀要」という。）と称し、その英語表記は「Bulletin of Education and Health Sciences, UEKUSA-GAKUEN University」とする。

(発行)

第3条 紀要は、本学の学術研究活動の成果を内外に広く発信することを目的として、毎年度1回、3月を定期として発行する。

2 前項の規定にかかわらず、植草学園大学研究委員会（以下「委員会」という。）が特別な理由があると認めるときは、定期の発行月を変更し、又は臨時に発行することができる。

(投稿)

第4条 定期に発行する紀要に投稿しようとする者は、委員会が別に定めるところにより、投稿の申請を行い、原稿を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、特別な理由があると認めるときは、原稿の提出の期間を変更することができる。

3 臨時に発行する紀要に投稿しようとする者は、その都度委員会が定めるところにより、投稿の申請を行い、原稿を提出しなければならない。

(投稿者)

第5条 投稿できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 本学の教員
- 二 専任教員の指導又は協力による学外の共同研究者
- 三 その他委員会が認めた者

(投稿原稿の区分等)

第6条 投稿できる論文の種類及び内容は次のとおりとし、未発表のものに限る。

- 一 原著：オリジナルな研究成果をまとめたもの
- 二 総説：研究分野の成果をまとめ、研究を展望したもの
- 三 短報：研究方法、教材開発、教育実践などを比較的短くまとめたもの
- 四 調査報告あるいは資料：調査結果や研究資料をまとめたもの

(特集の掲載)

第7条 委員会が設定した場合には、特集テーマによる原稿を掲載できるものとする。特集テーマによる原稿は、前条の分類に依らない場合も可とする。

(倫理的配慮)

第8条 論文は、倫理的に配慮された内容であり、その旨が本文に明記してあるものとする。

(原稿の提出)

第9条 原稿は、別に定める執筆要領に従って作成し、委員会に提出するものとする。

(査読と採否)

第10条 委員会は、査読者の意見に基づいて審議し、採否あるいは修正意見を投稿者に通知する。

2 投稿者は、修正を求められた場合、指摘された事項について回答あるいは修正し、再提出することができる。

3 委員会は、原稿が再提出された場合、再度審議する。

(著作権)

第11条 紀要に掲載された論文等の著作権は、植草学園大学に帰属する。ただし、紀要に掲載された論文等の著者は、自己の論文等を自ら使用、公表又はこれを翻訳、翻案して利用することを妨げない。

(別刷等の費用負担)

第12条 掲載された論文等の別刷は、執筆者負担とし、教員研究費をもって充当することができる。

2 紀要の印刷に特別な経費を要する場合は、原則として執筆者負担とし、教員研究費をもって充当することができる。

(抄録の電子化利用許諾)

第13条 紀要に掲載された論文等の抄録は、独立行政法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）が国内の科学技術情報を英訳し、デジタル化して海外に提供する業務に、JSTが定める利用条件の範囲内で無償で使用することを許諾するものとする。

(紀要の電子化公開)

第14条 前条に定めるもののほか、紀要の電子化公開に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第15条 紀要の発行に関する庶務は、総務課において処理する。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経るものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、紀要の発行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成20年7月16日運営協議会承認）

この規程は、平成20年7月16日から施行する。